船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八	
		鋼船
		しゅんせつ船及び砂利採取船
	七	
		発電船及び搭載漁船
	八	
		引船
	一〇	
		その他のもの
	一二	
		木船
		搭載漁船
	四	
		しゅんせつ船及び砂利採取船
	五	
		動力漁船及び引船
	六	
		薬品槽船
	七	
		その他のもの
	八	
		その他のもの
		モーターボート及び搭載漁船
	四	
		その他のもの
	五	

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	九	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	七	
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト	八	
		鋼船
		しゅんせつ船及び砂利採取船
	七	
		発電船及び搭載漁船
	八	
		引船
	一〇	
		その他のもの
	一二	
		木船
		搭載漁船
	四	
		しゅんせつ船及び砂利採取船
	五	
		動力漁船及び引船
	六	
		薬品槽船
	七	
		その他のもの
	八	
		その他のもの
		モーターボート及び搭載漁船
	四	
		その他のもの
	五	